

## 施設基準等について

1. 当院は健康保険法等の各法に基づく保険医療機関です。また、入院基本料は、厚生労働大臣の定める回復期リハビリテーション病棟入院料1の施設基準を取得し、診療、看護を行っています。  
なお、当該施設基準に該当しない方は、療養病棟入院料1により算定します。
2. 当院は、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しております。
3. その他の施設基準
  - 回復期リハビリテーション強化体制加算
  - 心大血管疾患リハビリテーション料 (I)
  - 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)
  - 廃用症候群リハビリテーション料 (I)
  - 運動器リハビリテーション料 (I)
  - 呼吸器リハビリテーション料 (I)
  - データ提出加算1
  - 入退院支援加算1
  - 地域連携診療計画加算
  - CT撮影及びMRI撮影
  - 認知症ケア加算2
  - 二次性骨折予防継続管理料2
  - 感染対策向上加算3
  - 時間内歩行試験
  - 入院時食事療養 (I)
  - 入院時生活療養費 (I) ※65歳以上
  - 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
  - 入院ベースアップ評価料 (92)
  - 患者サポート体制充実加算
  - 酸素の購入単価
  - ニコチン依存症管理料
  - 電子的診療情報連携体制整備加算2 (外来)
  - 排尿自立支援加算
  - 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
  - クラウン・ブリッジ維持管理料 (歯科)
  - 口腔機能実地指導料 (歯科)
  - 歯科技工所ベースアップ支援料 (歯科)